

原議保存期間	5年(令和11年3月31日まで)
有効期間	一種(令和11年3月31日まで)

警視庁刑事部長 殿  
各道府県警察本部長  
(参考送付先)  
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁捜一発第44号  
令和6年3月6日  
警察庁刑事局捜査第一課長

火災事件捜査における消防機関との協力について（通達）

火災事件捜査に当たっては、「火災事件捜査における消防機関との協力について（通達）」（平成31年3月8日付け警察庁丁捜一発第32号。以下「旧通達」という。）に基づき、消防機関と協力してきたところであるが、火災現場における警察による捜査と消防機関による火災原因調査は、互いに協力しつつ相互の目的を達成する必要があることから、現場対応に当たっては、引き続き、下記の点に留意し、遺漏のないようにされたい。

なお、本通達の内容については、消防庁と協議済みである。

また、旧通達については廃止する。

## 記

### 1 基本的考え方

消防機関は、火災予防の施策ないし措置の成果を検討し、その是正改善を図り、もって火災予防の徹底に資することを目的として火災原因調査を行い、その副次的な効果として警察の捜査に寄与し、協力することとしている。

他方、警察は、捜査により、当該事案等の原因究明及び責任追及を行うものであるが、併せて、消防機関による原因究明を通じた火災予防に資するため、協力する必要がある。

### 2 連携の在り方

実況見分、検証等の実施に当たっては、警察側の連絡責任者を設定するなどし、消防機関側と開始日時、証拠保全の必要範囲、実施方法等について相互に調整し、齟齬が生じないようにすること。

また、令状により検証を行う場合においても消防機関を排除する理由はなく、消防機関による火災原因調査の必要性を十分に理解した上、協力すること。

とりわけ、化学工場等における火災では、住民避難や受傷事故防止等を念頭に、火災発生後の現場活動のほか、実況見分等において、消防機関と爆発や毒物吸引等のおそれがある火薬類や化学物質等の危険物にかかる情報共有を図ること。

なお、消防機関は、消防法第35条の2に基づき、警察の捜査に支障を来さない範囲で、警察が逮捕した被疑者に対する質問及び押収した証拠物に対する調査を行う場合があることについても留意すること。

### 3 保秘の徹底

火災原因調査の結果は、その内容によっては捜査上の秘密に該当し得る旨、消防機関側にも申し伝えるなど、捜査に支障が及ばないよう保秘の徹底を図ること。

### 4 その他

多数の死者が発生するなど社会的影響が極めて大きい火災事件・事故等が発生した場合には、消防法第35条の3の2に基づき、消防庁長官は当該火災の原因調査（以下「長官火災調査」という。）を行うこととされており、警察庁と消防庁との間で長官火災調査が行われる場合において、当該火災に係る捜査及び火災の原因調査の実施に当たって相互に協力するよう、別添のとおり申し合わせを行っていることに留意されたい。

警察庁丁捜一発第60号

消防予第166号

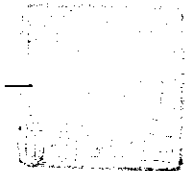
平成15年6月12日

警察庁と消防庁は、消防法第35条の3の2に基づき消防庁長官が行う火災の原因調査を行う場合において、当該火災に係る警察が行う捜査及び消防が行う火災の原因調査を迅速・的確に実施するため、警察と消防の相互協力に関し、以下のとおり申し合わせる。

警察庁刑事局捜査第一課長 大山 憲司



総務省消防庁予防課長 小林 恭一



- 1 消防庁は、消防法第35条の3の2に基づき消防庁長官が行う火災の原因調査（以下「長官火災調査」という。）を行う場合には、その旨を警察庁及び現地消防本部に通知するものとする。

この場合、警察庁及び現地消防本部は、それぞれ火災発生地を管轄する都道府県警察本部に対し、その旨を通知するものとする。

- 2 警察と消防は、長官火災調査を行う場合において、当該火災に係る捜査及び火災の原因調査の実施に当たって相互に協力するよう努め、相互協力に関し、支障が生じた場合は、必要に応じ、警察庁と消防庁が相互に調整を図り、都道府県警察本部及び現地消防本部等関係機関に対して指導するものとする。

- 3 警察庁及び消防庁は、それぞれ関係機関に対して、上記1及び2の内容について周知を図るものとする。